

# 集中対策期間

～これ以上の感染拡大を抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年11月7日(土)から令和2年11月27日(金)まで3週間

内 容

特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

## 特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

### 札幌市内

#### 【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 特に飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の徹底
- 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目  
に囲まれた区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時  
から22時までとしている施設を除く）の利用を控える

#### 【札幌市内の事業者の皆様への要請】

- 札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目  
に囲まれた区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮  
（対象地域、施設、営業時間等は別添のとおり）

### 道内全域（札幌市内含む）

#### 【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践
- マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
- 「北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

#### 【事業者の皆様への要請】

- 北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

## 感染拡大防止対策の更なる強化

### ■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

### ■普及啓発等の強化

- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

### ■ 体調が悪い場合の例

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合など

### ■ 感染リスクを回避する行動の例

- 次のような場面において、「マスクを着用する」、「人との距離を取る」「大声を控える」などにより、感染リスクを回避
  1. 飲酒を伴う場面（特に長時間の飲酒）、
  2. 仕事後や休憩時間、
  3. 集団生活、
  4. 激しい呼吸を伴う運動、
  5. 屋外での活動の前後、
  6. 多くの人が集まるイベント等
- 高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合には、「マスクを着用する」「距離を取る」などにより感染リスクの回避

# すすきの地区の事業者の皆さまへの協力要請

## 営業時間の短縮等の協力要請

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
期間	11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間 (遅くとも11月11日(水))
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>○接待を伴う飲食店</li><li>○酒類提供を行う飲食店</li><li>○酒類提供を行うカラオケ店</li><li>○酒類提供を行う料理店・食堂等</li></ul>

# 対象施設と要請内容

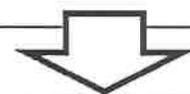
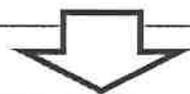
対象施設

接待を伴う飲食店  
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店  
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等  
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



要請内容

営業時間を短縮

営業時間は  
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は  
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底